

○鞍手町個人情報保護条例

平成16年9月24日鞍手町条例第13号

改正

平成24年12月21日条例第28号

鞍手町個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）

第3章 個人情報の開示等の請求（第14条—第29条）

第4章 個人情報取扱事業者に対する措置（第30条—第32条）

第5章 雜則（第33条—第38条）

第6章 罰則（第39条—第43条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の収集、保管、利用等に関しその適正な取扱いを図るために必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正等を求める町民の権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会並びに本町が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの
イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

(4) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）

エ 地方独立行政法人

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び個人情報取扱事業者の意識啓発に努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事業者の責務)

第5条 個人情報取扱事業者は、事業活動における個人情報の取扱いにおいて、個人の権利利益を損なうことのないように適正な措置を講じるとともに、個人情報保護に関する

町の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(収集の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにし、その目的を達成するために必要最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき又は鞍手町情報公開・個人情報保護審査会（鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）第16条に定める審査会。以下「審査会」という。）の意見を聴いて、実施機関が個人情報を取り扱う業務の目的を達成するため公益上の必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- (3) 犯罪歴に関する個人情報

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いて、実施機関がこれを不必要と認めた場合は、この限りでない。

3 本人又はその代理人が法令等の規定により申請、届出その他これに類する行為を行ったときは、本人から収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、その保有する個人情報について、目的を超える利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が特に公益上の必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第1号、第2号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、規則で定めるところにより、これを記録しなければならない。

3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、あらかじめ審査会の意見を聴いて、当該情報の提供を受けるものに対し、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

4 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関がこれを不必要と認めたときは、この限りでない。

(電子計算機の結合の制限)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又はあらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が当該電子計算機の結合を行うことに公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を遂行するに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の情報に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷等を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

(職員の義務)

第11条 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める一般職及び特別職の職員並びに本町が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なくみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、契約上の定めその他により、個人情報を保護するために当該受託者が講じるべき必要な措置を明らかにしなければならない。

2 受託者は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について、実施機関と同様の責務を負うものとする。

3 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事した者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

4 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を実施機関以外の者に委託したときは、規則で定めるところにより、これを記録しなければならない。

(個人情報取扱業務の登録等)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項について、これを個人情報取扱業務登録簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
- (2) 個人情報取扱業務の目的
- (3) 個人情報取扱業務の根拠となる法令等又はその他の定め
- (4) 個人情報収集の方法
- (5) 個人情報取扱業務の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る人事、給与等に関する情報
- (2) 前号に規定するもののほか、審査会の意見を聴いたうえで、実施機関が定める情報

3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務について、同項各号に掲げる事項を変更し、又は廃止するときは、当該登録を修正し、又は抹消しなければならない。

4 実施機関は、前項までの規定による個人情報取扱業務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報の開示等の請求

(開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、前条に定める業務に係る本人の個人情報について、その開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示してはならない個人情報)

第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報を開示してはならない。

- (1) 法令等の規定により開示してはならないとされているもの

- (2) 開示請求の対象となった個人情報に第三者の個人情報が含まれている場合であつて、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの（開示しないことができる個人情報）

第16条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示することにより、個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるもの
- (2) 評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該個人情報に係る業務の適正な執行に著しく支障を生ずるおそれがあるもの
- (3) 町の機関又は国及び独立行政法人若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関が行う取締り、調査、立入検査、交渉、争訟等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該個人情報に係る業務の目的が失われ、又はその公正かつ円滑な執行に著しく支障を生ずるおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あらかじめ実施機関が審査会の意見を聴いて、開示しないことについて公益上の必要があると認めたもの

（開示請求の手続）

第17条 開示の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、当該請求に係る個人情報の本人であること（第14条第2項の規定による開示請求にあっては、本人の法定代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定及び通知）

第18条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該請求があつた日から15日以内に、当該請求に係る個人情報の開示をするか否かを決定しなければならない。ただし、前条第3項により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求があつた日から30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をする決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨（開示をする日時及び場所を含む。）を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない決定（第22条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示情報に係る個人情報を保有しないときを含む。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合においては、その理由を付記するとともに、あわせて不服申立てについて教示しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会等）

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に国、地方公共団体及び当該本人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、前条第3項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を

提出する機会を与えるべきではない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を短縮することができる。

- (1) 当該個人情報を速やかに開示しなければなる公益上の必要があるとき。
- (2) 反対意見書を提出した者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。

4 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

（開示の実施）

第20条 実施機関は、第18条第3項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報の開示をしなければならぬ。

2 前項の規定による開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録（コンピュータやフロッピー・ディスク等、電子的方式、磁気的方式その他の方式により記録されたものをいう。以下同じ。）に記録されているとき 当該個人情報に係る部分を印字装置により出力したものの閲覧又は採録

3 実施機関は、個人情報を開示することにより、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示を行うことができる。

（部分開示）

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第15条又は第16条の各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている部分がある場合において、当該部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対して、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。

（個人情報の存否に関する情報）

第22条 開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（訂正請求）

第23条 何人も、当該実施機関が保有する第13条に規定する業務に係る本人の個人情報について、事実の記載に誤りがあると料するときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第24条 訂正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならぬ。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による請求にあっては、本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならぬ。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合においては、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（訂正請求に対する措置）

- 第25条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該請求があつた日から30日以内に、当該請求に係る個人情報の訂正をするか否かを決定しなければならない。ただし、前条第3項により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求があつた日から60日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正の請求に理由があると認めるときは、当該請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をする決定をしたときは、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしない決定をしたときは、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合においては、その理由を付記するとともに、あわせて不服申立てについて教示しなければならない。

（利用停止請求）

- 第26条 何人も、実施機関が保有する第13条に定める業務に係る本人の個人情報について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- (1) 第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項の規定に違反して実施機関に保有されているとき 当該個人情報の消去
- (2) 第8条又は第9条の規定に違反して利用されているとき又は提供されているとき 当該個人情報の利用の停止又は提供の停止
- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

（利用停止請求の手続）

- 第27条 利用停止の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所
- (2) 当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、当該請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による請求にあっては、本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求書を提出した者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合においては、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用停止請求に対する措置）

- 第28条 実施機関は、利用停止の請求があつたときは、当該請求があつた日から30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をするか否かを決定しなければならない。ただし、前条第3項により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求があつた日から60日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしない決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合においては、その理由を付記するとともに、あわせて不服申立てについて教示しなければならない。

6 実施機関は、利用停止請求があった場合において、個人情報の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、第1項の決定がなされるまでの間、当該利用停止請求に係る個人情報の利用を停止しなければならない。

(不服申立て)

第29条 第18条、第25条又は前条に規定する決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、実施機関は当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、不服申立てを受け付けた日の翌日から起算して7日以内に、審査会に当該不服申立てについて諮問しなければならない。

2 審査会は、前項の諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対しその結果を答申しなければならない。

3 実施機関は、前項の答申を受けたときは、当該答申を受けた日の翌日から起算して7日以内に当該不服申立てについての裁決又は決定をし、これを不服申立人に書面により、かつ、理由を付して通知しなければならない。この場合において、実施機関は、審査会の答申を参照しなければならない。

第4章 個人情報取扱事業者に対する措置

(指導及び助言)

第30条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(説明又は資料の提出要求及び勧告)

第31条 町長は、個人情報取扱事業者がこの条例の趣旨に反する個人情報の収集、管理又は利用を行っていると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、個人情報取扱事業者がこの条例の趣旨に反する個人情報の収集、管理又は利用を行っていると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該行為のは正又は改善を勧告することができる。

(事実の公表)

第32条 町長は、個人情報取扱事業者が前条の勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いて、当該従わない事實を公表することができる。

2 町長は、前項に定める公表を行うときは、当該個人情報取扱事業者に対し、弁明の機会を与えるなければならない。

第5章 雜則

(他の制度との調整)

第33条 法令又は他の条例に、個人情報の開示、訂正又は利用停止を求めることができる旨の規定がある場合については、当該法令又は他の条例の規定によるものとする。

2 この条例は、本町の図書館その他の施設において、一般の利用に供する事を目的として管理している図書、資料、刊行物その他のものに記録されている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第34条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況について、規則で定めるところにより、一般に公表しなければならない。

(手数料及び費用負担)

第35条 この条例による個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は無料とする。

2 個人情報の開示請求において、当該個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(出資法人の責務等)

第36条 町が出資する法人のうち町長が定めるものは、実施機関に準じた個人情報の保護措置を講じるものとする。

2 町長は、前項に定める出資法人と、この条例の趣旨に照らし個人情報の保護措置につ

いて協議するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第37条 町長は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 実施機関の職員（地方公務員法第3条第3項第1号、第1号の2に定める者以外の特別職の職員を除く。以下同じ。）若しくは実施機関の職員であった者又は第12条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号に係る個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その職務や業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 審査会の委員又は委員であった者が、その職務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第7条第1項第5号、同条第2項、第8条第1項第4号、同条第3項及び第4項、第9条、第13条第2項第2号、第16条第4号、第31条第2項及び第32条第1項中、審査会の意見を聴くことに関する部分の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務については、第13条第1項中「業務を新たに開始しようとするときは」を「業務を現に行っているときは、この条例施行後遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(鞍手町情報公開条例の一部改正)

3 鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）の一部を次のように改正する。

[省略]

(鞍手町個人情報保護条例制定審議会条例の廃止)

4 鞍手町個人情報保護条例制定審議会条例（平成15年鞍手町条例第15号）は、廃止する。

附 則（平成24年12月21日条例第28号抄）

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人くらて病院の成立の日から施行する。

(鞍手町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 地方独立行政法人の成立の日前に第2条による改正前の鞍手町個人情報保護条例の規定により実施機関に対し行われている又は行われていた開示請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が実施機関から承継した保有個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人の成立の日以降は、当該地方独立行政法人が行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお、改正前の鞍手町個人情報保護条例の例による。